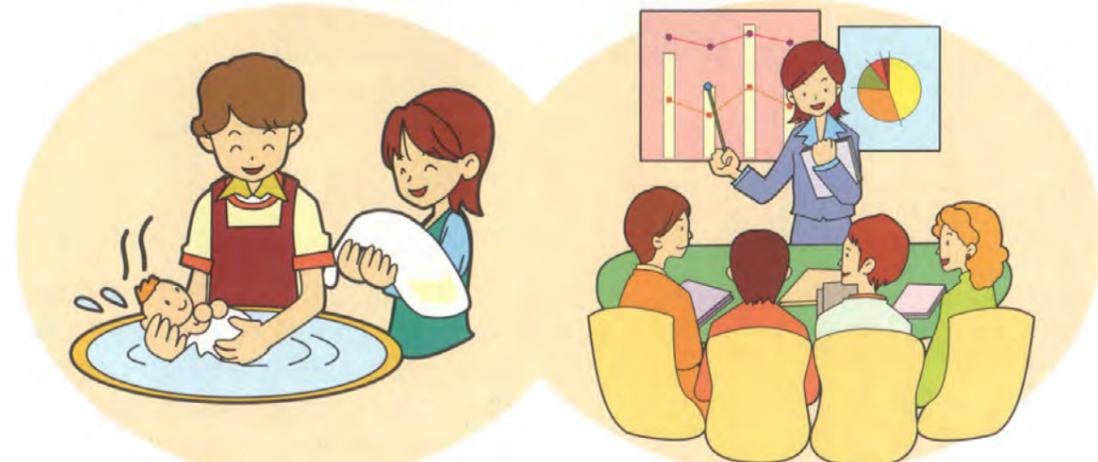


いきいきと輝く 男女共同参画社会の創造のために

—富山県男女共同参画推進条例制定—

社会のあらゆる分野で、男女がお互いを尊重しながら個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、「富山県男女共同参画推進条例」が制定されました。4月1日から施行されます。



今、なぜ

個人の尊重と男女平等は、憲法にもうたわれており、本県でも、男女共同参画社会の実現をめざした各種施策を総合的・計画的に進めてきました。しかし、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、あらゆる分野で男女共同参画を阻む大きな障害となっています。

そこで、本県における男女共同参画の推進についての基本理念を掲げ、県をはじめ、県民や事業者の皆さんの役割を明確に示すとともに、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現をめざしていくため、条例を制定しました。

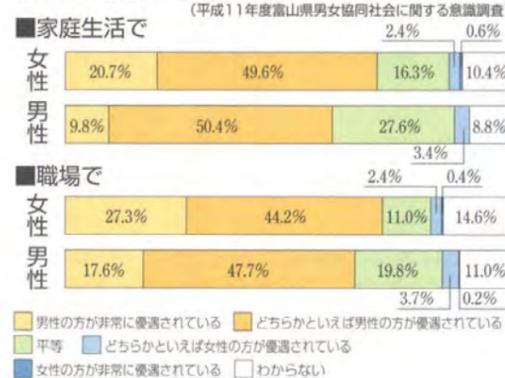
条例の内容

●条例がめざす六つの基本理念

男女共同参画を推進するうえで、次の六つの基本理念を示しています。

- 1 男女の人権の尊重**
個人の尊厳を重んじるとともに、男女の差別を無くし、個人として共に能力を発揮する機会を確保しましょう。
- 2 固定的な役割分担を反映した制度や慣行の見直し**
女だから、男だからという役割分担意識を改め、社会での自由な活動を妨げないようする必要があります。
- 3 政策や方針の立案・決定への共同参画**
政策や方針の立案・決定に、男女が共同して参画する機会を確保する必要があります。
- 4 家庭生活と社会での活動の両立**
子育てや介護などの家族としての役割

男女の地位の平等感について



と職場や学校、地域での活動が両立できるようにする必要があります。

5 生涯にわたる健康の確保

男女が生涯を通じて健康で、妊娠や出産が安全で快適な環境でできるようにする必要があります。

6 国際的協調

各種の取り組みは、本県とつながりが深い環日本海地域での取り組みを重視しつつ、国際的協調の下に行うことが大切です。

●県、県民、事業者の責務

条例では、県、県民、事業者それぞれの果たすべき責務(責任と義務)を示しています。

県は

社会での男女間の格差を改善するため審議会等への女性の登用を積極的に図るなど、国、市町村等と連携しながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施すること。

県民は

職場や学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めること。

事業者は

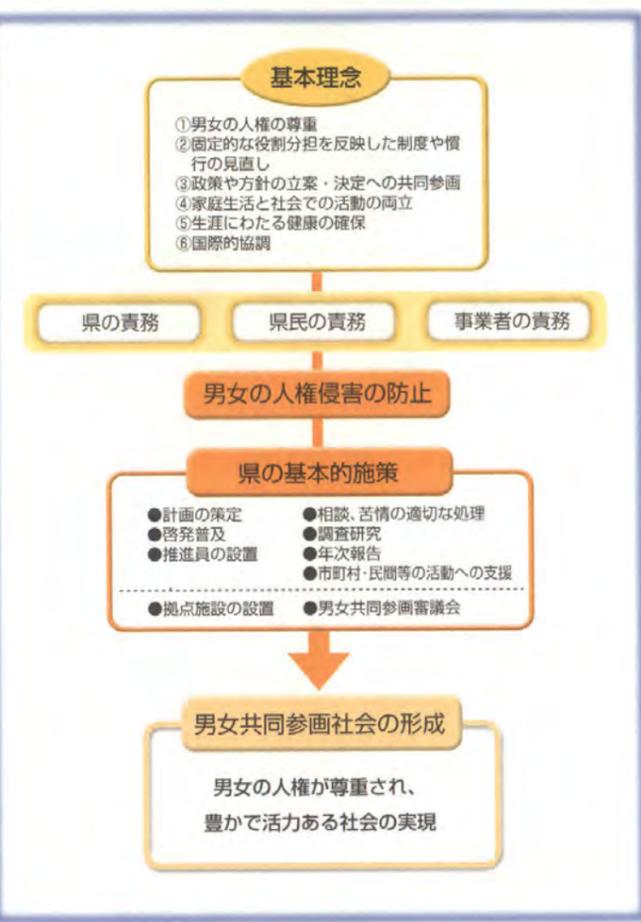
事業活動を行うときは、方針決定や就業環境などについて、男女共同参画の推進に努めること

●男女の人権侵害の防止

また、セクシュアル・ハラスメントや、夫婦やパートナーなど親密な関係にある男女間の暴力的行為(ドメスティック・バイオレンス)、性別による差別的取り扱いなどにより、男女の人権が損なわれないようにすることを定めています。

これからの取り組み

県では、条例に基づいて、次の施策を重点的に推進することとしています。
●より具体的な施策を示す男女共同参画計画の策定
●広報活動や学校・社会教育などを通



富山県女性総合センターが 富山県民共生センターに

4月1日から、富山県女性総合センターの名称が富山県民共生センターに変わり、男女共同参画の推進のための拠点施設として位置づけられます。ここでは、男女共同参画についての情報の収集や提供、各種講座の開催を行うほか、相談や苦情の申し出も受け付けます。(愛称の「サンフォルテ」は変わりません)

総合案内 ☎076(432)4500
相談コーナー ☎076(432)6611



男女が共にいきいきと輝き、豊かで活力ある社会を築き上げていくためには、県民一人ひとりの理解と実践が必要です。皆さんもぜひ、これまで当たり前と思ってきた社会通念や慣習を見直すなど、男女共同参画を自らの問題として考え、身近なことから取り組んでください。

●問合せのご意見は、
県庁女性青少年課まで
☎076(444)3137